

## 第4章 計画の推進

## 1 効果的な推進

**(1) 人材の育成**

指導者には、差別や偏見の実態を正しく認識して、地域社会に密着した専門知識と人権に関する学習を系統的に企画することができる人材を必要としています。また、人権相談に対応する職員等についても人権問題に関する知識を持ち、関係機関との連携や調整ができることを必要としています。そこで、指導者や相談員の研鑽や資質の向上に努めていきます。

**(2) 効果的な手法の検討**

身近な問題を題材に取り上げるなど、表現や内容が受け手に理解しやすいものにするとともに、人々の感性に訴えかけ、自分の問題として受け止め、人権の尊重が実際の行動に結びつくような内容、手法について工夫・検討を進めます。

**(3) 相談体制の充実**

人権相談は適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、本格的な救済手続きへの導入や他の救済制度への紹介が可能となります。また、人権に関する相談は多種多様で、複雑なケースが多いため、初回相談の対応が重要となります。そこで、人権擁護委員や問題に応じた適切な部署・機関への取次ぎと情報の共有化を行い、連携して問題の解決に努めます。

## 第4章 計画の推進

### 2 推進体制

#### (1) 本市の推進体制

本計画に基づく人権教育・啓発の取り組みは、女性、子ども、高齢者、障がい者などの人権問題を所管する部局のみならず、全庁的で総合的・計画的に推進することが必要です。毎年、各部局から実績報告に基づき「佐世保市人権施策審議会」において、その進捗状況を検証し、さらなる人権教育・啓発の事業推進を図っていきます。

#### (2) 国、長崎県等との連携

- ①国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、そして長崎県の「長崎県人権教育・啓発基本計画」に基づいて人権施策の推進が図られており、その実施状況について年次報告が出されていることから、国・県の動向を踏まえ、本市の人権教育・啓発施策を推進します。
- ②長崎地方法務局佐世保支局、佐世保・平戸地域人権啓発活動ネットワーク協議会、長崎県等との連携を図りながら、効果的な事業進捗を図ります。
- ③人権にかかわる民間団体やNPO法人等、地域社会における各種団体や企業などとの連携を図ります。

### 3 計画の周知

計画の推進に当たっては、関係団体をはじめ市民の理解と協力が不可欠であるため、下記の方法により周知を図ります。

- (1) 報道機関を通して発表します。
- (2) 広報紙の折込み特集号に計画の概要を掲載します。
- (3) 計画冊子を使用して人権に関する講座を開催します。
- (4) 学校、民生委員児童委員協議会、障がい者団体等に計画冊子を配布します。

### 4 計画の評価と公表

本計画の推進にあたり、実効性があるものにするため、毎年度本計画の進捗状況も把握及びその評価について報告書を作成し、これを公表し、必要に応じて各種施策の見直しを行います。